

平成 30 年度第 2 回滋賀県協働プラットフォーム（後半） 議事要旨

1 日時

平成 30 年 6 月 15 日（金） 15 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 場所

滋賀県庁北新館 5-A 会議室

3 テーマ名

平成 29 年度協働提案制度による事業の成果・課題
・犯罪被害者等支援コーディネート事業について



4 参加者

(1) NPO・関係団体等関係者

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター

(2) テーマの提案者

滋賀県 県民生活部 県民活動生活課 県民活動・協働推進室

(3) 県関係各課

滋賀県 警察本部 警務部 警察県民センター

滋賀県 県民生活部 県民活動生活課

(4) 事務局

滋賀県 県民生活部 県民活動生活課 県民活動・協働推進室

5 協議内容

(1) 事業担当部署・事業実施者から成果・課題を説明

○今回協働事業で取り組んでいるのは、犯罪被害者等支援コーディネート事業である。テーマとしては、犯罪被害者等の多様なニーズに対する細やかな支援ということで、4 つの目的をもって行った。まず、犯罪被害者等が、安心して相談できる環境を整備すること、被害直後から迅速で的確な途切れのない支援をコーディネートすること、相談拠点が天津にあるので、面談希望者の時間的・金銭的負担を軽減すること、公的負担がある犯罪被害者支援制度、犯罪被害者が置かれている状況を周知啓発することである。相談の状況について、平成 12 年度から年々増加しており、平成 29 年度で 1,453 件となっている。また、市町別にみると、天津市が突出して多いが、他の市町でも相談件数はあることから、犯罪被害にどこで遭うのかわからない状況。相談の中身について、性犯罪が 58% を占めており、他の犯罪に比べて突出して多い。相談方法として、電話が過半数以上、相談は一回で終わるものではなく、同じ案件で、何回も行われることもある。犯罪被害者等の置かれている状況として、直接的な被害だけでなく、二次的な被害、例えば、裁判の場での精神的、時間的な被害、周りの人からの言動、医療費等の経済的負担がある。共有された課題として、犯罪被害者支援のコーディネート機能の充実が必要で、課題解決のための事業を実施し

たところ。

○おうみ犯罪被害者支援センターは、平成12年に設立したが、その頃は犯罪被害者支援の機運が高まっていなかった。その後、NPO法人になった。心のケアを中心に活動を続けてきた。平成16年に犯罪被害者等基本法ができ、被害者への支援を施策として行うようになった。警察や県の委託を受けて活動してきたが、心のケアだけでは、被害者を支援できない。もっと生活面、経済面での支援が必要。平成20年に大津へ移転してきてから、支援件数が増加し、現在、1,450件を超えている。昔は、心理的な面を重視してきたが、被害者は生活が安定しなければ、立ち直れない。福祉的な面、生活面が大事になってきた。支援センターだけではできず、色んな機関と連携していかなければ、支援を継続していけないし、きめ細かな支援もできない。支援センターの中にいる社会福祉士とか精神保健福祉士の資格を持つ者を中心に、各市町、関係機関と結びついてやってきたが、民間である支援センターであるため、情報を共有するのは非常に難しい。特に、犯罪被害に遭われた方の個人情報共有することは難しい。今回、県の方から協働事業でコーディネーターを委託されたことで、関係機関との結びつきがスムーズにできるようになったことを実感している。うちの広報誌で、昨年1年間でやった巡回相談、パネル展示会のことを掲載しており、関係機関との結びつきができたことも掲載している。

相談に対して、支援計画を作成している。重大な事案では、本人の情報・ニーズを把握し、アセスメントして、目標設定する。被害者の気持ち・ニーズは、日々変わりがちで、ほとんどのケースで計画変更する。まずは、本人が望むことにつきあっていく。DVの被害者が何度も元に戻っていくのと同じように、被害者は一歩進んでも、また、一歩、二歩下がってしまうことがある。支援計画の立て方は難しい。私たちだけで対応できなかったケースとして、殺人事件で両親が殺され、残された4人の子どもを祖父母が育てていたが、子どもが成長していくと、年齢的な面でも、育てていけなくなってしまった。被害を受けた後の生活というのは、地域の社会福祉協議会、児童支援の所とかと一緒に支援していく必要があり、コーディネーターも必要である。他府県から逃げてこられた母子がいて、裁判を行うにあたり、住所を知られないように、他府県の弁護士をコーディネートすることが必要になったことがある。

コーディネートが必要であることを県の方で認めてもらえた。しかし、一番頑張ってもらいたい地域の市町の支援は、まだまだ不十分。昔は、DV被害対策は県がやっていたが、今は市町がやっている。子育て支援も、国の事業から、県の事業になって、市町の事業、そして、地域の取組になってきている。被害者支援について、市町の動きができてないところがある。そのため、県内6カ所（市役所）での巡回相談を続けていきたいと思っている。そして、市役所に来庁された方への啓発に加え、同時に、市役所の職員さんへの啓発も継続していくことが必要であると思う。巡回相談とコーディネーターとのセットである協働事業というのは、非常に大事なことだったと思う。

○おうみ犯罪被害者支援センター、法律事務所、警察と協働で事業を進めてきた。パネル展、無料の法律相談を実施してきた。今後の課題としては、県、市町での相談体制を充実すること、それから、関係機関との連携を強化していくこと、専門的で高度な知識を持った相談員の育成。コーディネートが必要であるという認識があるため、コーディネーターの配置を進めていくことである。

(2) 対話・協議の内容

○改めて、何が課題で、成果であったのかについて、意見いただきたい。

○犯罪被害者支援について、わかりにくくて、理解してもらえてないことが課題である。市町の協力がなかなか進まない部分があった。市町の担当者が問題に直面してないので、危機意識を持っていない面があり、市町の担当者、課長への啓発が重要なのかなと思う。

県で、年に1回市町の担当課長会議を開いて、出席してもらっているが、積極的な発言も見受けられない。ほかの支援が、国、県、市町へ移行してく中で、被害者支援も同じように浸透させていくため、啓発、教養を今年もどんどんやっていく予定である。県としては、バックアップして行くことが必要だと思う。

○市町の担当課はどこになるのか。

○市町によっていろいろで、総務課、危機管理課、生活環境課とかである。

○今年も続けて、パネル展とかを通じて広報啓発をしている。被害者支援について、なかなか認知度は低い状況である。被害者は増加しているので、おうみ被害者支援センター、市町等で連携していかないと、被害者が取り残されてしまう。今後も協力いただけるということで、警察としてありがたく思っている。

○被害者がどこに相談したらいいのかわからないということが問題であると思う。広報啓発は大切であると思う。市町とも協力していくが大事だと思う。

○巡回相談を市役所のスペースを借りてやっていたので、市役所の担当者と顔の見える関係ができたというのが良かった。課題としては、広報啓発である。この前の会議で、犯罪被害者支援センターの認知度は、全国で24%しかない。全国的にも認知されていないし、県内でもSATOCの認知度が、平成28年モニターアンケートで6.9%であった。認知度を上げていく必要がある。警察へ相談となると構えてしまう人がたくさんいる。身近な相談窓口が必要であり、気軽に相談できる環境づくりも必要である。広報啓発に取り組んでいきたい。もう1つの課題として、事業の継続があり、続けていかなければいけないと思っている。この4月1日に施行された犯罪被害者支援条例において、コーディネーターの設置は明記されている。継続していけるよう、連携が必要であると思う。

○市町との関係が重要。市町の方は扱う件数が少なく、相談窓口であるという認識が十分でなく、市役所で巡回相談を行ったことで、認識をしてもらったことが成果であると思う。同時に課題でもあると思う。

○今後どうしていったらいいのか、意見をいただきたい。他の協働事業でも、課題としての共通項が多い。市町との関係、他部局との連携、専門性、コーディネーター機能等が課題である。そのことを嘆いても仕方がない。克服するためにどうしたらいいのかを考えることが大事。基礎自治体は、非常に多忙であり、この出張相談というアウトリーチで行うやり方は非常に有効だと思う。市町に対して、何かつくってください、体制をとってくださいと言うのは簡単だが、現実問題、実現するのは非常に難しい。そういう中で、どういうふうにしていけば、共にやっていけるのか考える必要がある。

○犯罪被害者支援センターは、全国47都道府県どこでも一つずつ(北海道は2か所)ある。その中で、滋賀県は犯罪が多発している地域でもなく、凶悪犯罪も多いわけではない。犯罪認知件数は減ってきているが、1,450件を超える相談支援件数というのは、各都道府県の人口割にすると、滋賀県では、全国1位。平成28、29年も1位。他府県と比較して、きめ細かい支援を続けている

ため。8割が継続支援。カウンセリング、電話相談を続けている。でも、ボランティアの方々に頼りきっている状況。支援センターに必要なのは人件費である。相談を受ける人にスキルを要求しているにも関わらず、交通費のみ支給している状況。やればやるほど疲弊していく。県の方からは委託してもらっているが、市町の方からも支援があればと思う。お金を出すことで、被害者支援への関心を高めることができるのではないかと思う。反対に、負担するぐらいなら、自分たちでやるということになれば、地域の中で相談支援ができると思う。

○課題として、やっぱり市町の担当者の認識のギャップがある。巡回相談で、担当者に相談をやっているのを見に来てほしいと声をかけても、なかなか見に来てもらえないことが多い。市町の担当者の人事異動サイクルが早くなっていることが原因かと思う。犯罪被害者支援の専門的な担当者を配置していただきたいと思う。

○多忙な市町の担当者に対して、例えば、ある地域で取り組みをするというところに、主体的な側で参加してもらおうような合わせ技を行うことがいいのではないかと思う。

○防犯というと、自分たちの地域を守るという意識はでてくるが、被害者支援となると、自分たちから遠いと感じる。防犯と被害者支援をいっしょに取り組むことで、お互いに協力して課題に向かうことができないかと思う。

○市町の方の意識改革が大事だと思う。講演や研修会で訴えていく必要がある。事業の継続、関係機関との連携を進めていくことだと思う。

○県として予算を確保しないと事業が継続できないので、毎年課題となってくる。

○総括として、基礎自治体である市町に、なんとか当事者として、負担、連携してもらい、当事者意識を持っていただくということが非常に急務であるということが共通していた課題であると思う。協働の意味として、財政面も含めて、一つの組織ではできないことを協力してやって、成果を上げるというところに1番の目的はある。そういった面では、今回取り組んだ事業というのは、非常に有効な一つの取り組みであったのは間違いない。本当に自治体が必要だと思ったら、予算をつける。当事者としての意思が大事だと思う。自治体の予算が限られており、政策の優先度が変わってきている。お金をかけてこなかった分野に対して、他の分野を削減しても、今の時代に必要とされている分野にお金をかけていくことが増えてきている。例えば、交通施策。買い物難民・高齢者の移動の問題等、これは一昔前だったら、そこまで問題ではなかった。高齢化社会で需要が高まってきている。以前は、基礎自治体で交通施策の予算はさほどなかった。限られた予算の中で、どう配分するのかということは、悩ましい問題である。しかし、犯罪被害というのは多く、その中でも性犯罪が多いことに驚いた。この事実を市民として、どのくらい認知されているのかと思った。非常に身近な話であるということを広く市民、県民が認知していくには、啓発にかかっていると思う。また、そういう意識を持っていただくということも非常に大事だと思う。この取組が、一つの先駆けになっていることは間違いないと思う。各市町、各機関と連携を強めていただき、事業の推進を図っていただきたい。

(終了)